

物価高騰支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯)及びこども加算(新たに住民税非課税等となる世帯)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)

岩倉 市長殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年6月3日(基準日)時点の世帯の全ての構成員について記載

令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税
○課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

こども加算は、「基準日(令和6年6月3日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童」が対象です。ただし、「基準日の翌日以降から令和6年9月30日までに出生した児童」及び「別世帯だが扶養している児童」も対象となります。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	性別	個人番号 生 年 月 日	(令和6年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合) 令和6年1月1日の住所を記入	令和6年度 課税状況	こども加算申請欄 (こども加算を申請する場合に記入)
1	(申請者)	本人				☐ 非課税 ☐ 均等割りのみ課税 ☐ 未申告	
2				明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 均等割りのみ課税 ☐ 未申告	☐ こども加算を申請 (生計が同一である)
3				明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 均等割りのみ課税 ☐ 未申告	☐ こども加算を申請 (生計が同一である)
4				明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 均等割りのみ課税 ☐ 未申告	☐ こども加算を申請 (生計が同一である)
5				明・大・昭・平・令 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 均等割りのみ課税 ☐ 未申告	☐ こども加算を申請 (生計が同一である)
☐ こども加算のみ申請する							

代理確認・受給を行う場合は、裏面に記入してください。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

①	☐	世帯主名義の公金受取口座への振込みを希望します。 ※ マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。
---	--------------------------	---

②	☐	下記口座(世帯主名義に限る)への振込みを希望します。 ※通帳等のコピーの添付が必要です。
---	--------------------------	---

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
金融機関コード	支店コード	2当座		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、 ※欄にご記入ください。)		通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方は、岩倉市給付金専用ダイヤル(電話0587-50-9219)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	住所	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め 物価高騰支援給付金の		確認・請求 受給	を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		署名 世帯主氏名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 物価高騰低所得世帯支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税所得割が非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 既に令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(1世帯当たり7万円)および令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯当たり10万円)を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- ③ こども加算を申請した児童は、全員扶養しています。生計が別である児童は含まれていません。
- ④ 世帯の中に、住民税課税者及び未申告である者はいません。
- ⑤ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、岩倉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦ この申請書は、岩倉市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑧ 岩倉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 物価高騰支援給付金(新たに住民税非課税等となる世帯)及びこども加算(新たに住民税非課税等となる世帯)申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類(計2点)を添付してください。
- ☐ (3.振込口座で②を選択した場合)
『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
『令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税証明書』の写し(コピー)』
- ☐ (こども加算申請児童のなかで岩倉市を転出後に出生した児童がいる場合)
『申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本又は住民票等の写し』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名